

中野市店舗改修等支援事業補助金交付要綱

中野市店舗改修等支援事業補助金交付要綱（平成17年中野市告示第79号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため、商店街団体若しくは事業者等が実施する空き店舗活用事業又は既存店舗改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街団体 次に掲げるものをいう。

ア 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所

イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合で組合員の20人以上が小売業又はサービス業に属する事業を営むもの

エ おおむね20以上の店舗により形成されている商店街において、主として小売業又はサービス業に属する事業を営む者により組織され、当該商店街の環境整備改善等を図るための事業を行っている団体

オ 前アからエまでに掲げるもののほか、イからエまでと同等の活動をしている団体で、市長が特に認めたもの

(2) 事業者等 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 小売業若しくはサービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。以下同じ。）を営もうとする者、現に市内に有する店舗において小売業若しくはサービス業を営んでいる者又は市長が特に必要と認めたもの

イ 現に市内に店舗を有している事業者で、空き店舗を活用後も現に市内に有する店舗において継続して事業を営むもの若しくは既存店舗を改修しようとする

もの又は市内に店舗を有していない事業者

(3) 空き店舗活用事業 市内の空き店舗において商店街団体等が行うコミュニティ施設又は貸店舗を運営する事業及び事業者等が新規に店舗を営む事業をいう。

(4) 既存店舗改修事業 市内の店舗において商店街団体等が行っているコミュニティ施設又は貸店舗を改修する事業及び事業者等が現に営んでいる店舗を改修する事業をいう。

(5) 空き店舗 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 物件が完成した後又は前の入居者が退去した後3月を経過しても入居者の決まらない店舗施設

イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当しない店舗施設

(6) 既存店舗 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 現に3年以上営んでいる店舗施設

イ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当しない店舗施設

(7) コミュニティ施設 ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット、展示会場、休憩所の用に供する施設その他地域の活性化に資すると市長が特に認めたものをいう。

(8) 貸店舗 商店街構成に必要な業種（小売業及びサービス業に限る。）として商店街団体が必要と認めたものが事業の用に供する空き店舗又は現に営んでいる店舗をいう。

（成果の指標）

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、空き店舗数の減少とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、空き店舗活用事業及び既存店舗改修事業とする。

（補助事業者）

第5条 補助金の交付の対象となるものは、商店街団体及び事業者等とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助金額
(1) 空き店舗活用事業の用に供するための改修に要する経費（建物又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く。）	対象経費の3分の1以内とする。ただし、200万円を限度とする。
(2) 空き店舗活用事業の用に供するための建物の賃借に要する経費	対象経費の2分の1以内とする。ただし、100万円を限度とする。
(3) 既存店舗改修事業の用に供するための改修に要する経費（事業拡大又は業種転換による改修に要する経費及び専ら来店者が直接利用し、利便性の向上に寄与する設備等の改修に要する経費。ただし、単に設備等の老朽化による改修を除く。）	対象経費の3分の1以内とする。ただし、200万円を限度とし、同一申請者の同一店舗に対する補助金の交付は1回限りとする。

2 前項の表の(2)に掲げる経費に係る補助金を交付する期間は、同一事業に対してコミュニティ施設にあつては3年間、貸店舗及び事業者等が新規に店舗を営む場合にあつては1年間を限度とする。

（補助金交付の申請）

第7条 規則第3条の申請書は、中野市店舗改修等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 商店街団体においては、その構成員名簿
- (4) 商店街団体においては、その定款、規約その他これらに類するもの
- (5) 賃貸借契約書の写し（空き店舗を賃借している者に限る。）
- (6) コミュニティ施設等の運営を行う場合には、その管理運営規則
- (7) 空き店舗又は既存店舗の位置図
- (8) 空き店舗又は既存店舗の現況写真
- (9) 空き店舗又は既存店舗の改修に係る図面及び見積書
（事業の変更等）

第8条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市店舗改修等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
 - (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更
- (申請の取下げ)

第9条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に定める通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条の実績報告書は、中野市店舗改修等支援事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算（見込）書
- (3) 経費の支払を証する書類
- (4) 事業の実施状況を確認できる書類

(補助金交付の請求)

第11条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市店舗改修等支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。